

常陸大宮市訓令第 37 号

常陸大宮市消防団の行方不明者の捜索に関する実施要綱を次のように定める。

令和 8 年 8 月 31 日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

常陸大宮市消防団の行方不明者の捜索に関する実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、災害に起因しない行方不明者について、人道上及び人心の安定を図るうえから放置できない状況にある場合において、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 1 条に定める消防の任務に関わらず、常陸大宮市消防団が行う捜索活動に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、行方不明者とは、次の各号のいずれかに該当する者であって、その行方が明らかでないものをいう。

- (1) 認知症、迷子、心身脆弱、精神不安定、その他緊急に保護しなければならない者
- (2) 人命危険のある家出人
- (3) 山林に入り帰宅しない者
- (4) その他消防長が捜索活動を必要と判断する者

(捜索活動の実施)

第 3 条 消防団長は、消防長から捜索活動要請があった場合は、速やかに消防団による捜索活動を行うものとする。

(捜索活動体制)

第 4 条 消防団の捜索活動体制は、消防長と消防団長が協議の上、決定するものとする。

(捜索活動期間等)

第 5 条 消防団の捜索活動期間は、消防長と消防団長が協議の上、決定するものとする。

- 2 消防団の捜索活動時間は、原則として日の出から日没までとする。ただし、生存の可能性が高い場合であって、捜索範囲がある程度特定できる場合においては、二次災害に十分配慮し、日の出前又は日没後においても捜索活動を実施することができる。

(報告)

第6条 消防団長は、搜索活動の状況の経過及び結果について、消防長に報告するものとする。

(費用負担)

第7条 搜索活動に関する費用は公費負担とする。ただし、出動命令範囲外での自主的な搜索活動についてはこの限りでない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和8年9月1日から施行する。